

都岡中学校について

(令和8年度 4月改訂)

横浜市立都岡中学校

目 次

都岡中学校校歌	3
学校教育目標	4
校章の由来	4
日課表	5
生活のきまりと諸注意	6
風水害の「警報」等発令時における安全対策について	7
生徒会活動	8
I 生徒会則	8
II 生徒会組織図	10
III 各部門の内容	11
IV 選挙管理規定	14
部活動の規定	16
健康管理と保健室の利用	17
相談室の利用	18
図書館の利用	18

都岡中学校 校歌

都岡中学校 作詞

佐々木洋子 作曲

mf

み や こ が お ー か に あ こ が れ を
み どり の お ー か べ と お い そ ら

p

し ろ つ め く ー さ に ゆ め ー か た ー り ま
ふ か い え に ー し の さ ん か わ ー い み

f

な ぶ ゆ く す て の に や ま な み で じ
ち ぶ い く す て の に や わ か な れ て も こ

ゆう とろ し ん た り な も と め よ ー う
こ とろ しゅ た かな ひ とめと な ー れ

mp

い ざ わ が と も よ か た を ー く ー め
き ら め が と あ せ に あ す が ー あ ー る

せ い しゅ ん の い ー き た か ら か ー に
せ い しゅ ん の ひ ー きよ たつ お か ちゅ ー う

一、みやこが岡にあこがれを

白つめ草に夢かたり

学ぶゆくての山なみで

自由と真理求めよう

いざわが友よ肩を組め

青春の意気高らかに

二、緑の丘へ遠い空

深いえにしの三川井

道いくすじに分かれても

心豊かな人となれ

きらめく汗にあすがある

青春の日よ都岡中

(昭和五十年十月一日制定)

学校教育目標 「心豊かな人となれ」

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ◎自己を創る学びと喜びを大切にし、可能性を切り拓く生徒を育てます。 | (知) |
| ◎一人ひとりの個性を認め合い、ともに支えあう生徒を育てます。 | (徳) |
| ◎身体と心を鍛え、自分らしさをいきいきと表現できる生徒を育てます。 | (体) |
| ◎ルールやマナーを守り、社会生活を営む生徒を育てます。 | (公) |
| ◎人と自然、伝統と文化にふれて、国際社会にいきる生徒を育てます。 | (開) |

校章の由来



都岡中学校区は、古く(明治維新以前)川井村、下川井村、上川井村の三か村となっていた所で、これらを総称する場合は、「三川井」と呼ばれるのが通例だった。この「三川井」という呼び方は現在に至るまで、土地の人たちによって、愛着をこめて継承されている。また、学区の地形は、ゆるやかな丘陵地帯と、それをめぐる羊腸たる道路から成り立っている。

今回制定した校章は、こうした地域の歴史性や、地形の特色を表現するとともに本校の教育理念を象徴するものである。すなわち、中央の T 字(都岡中のイニシャル)は学校を、T 字をとりまく三つの部分(三川井の丘陵地帯をかたどったもの)は地域社会をそれぞれ意味し、学校と地域との協調を象徴している。

造形の基調となっている円形とゆるやかな曲線は、調和のとれた円満な人格と柔軟で楽しい心のあり方を意味し、都岡中の教育理念の象徴である。

また、T 字は学区の丘陵地帯をめぐる道路の意味も付与されている。

色彩は T 字部と外周を学年共通に白とし、他の部分を学年色別とする。学年色は、緑、赤、青の三色である。

日 課 表

	5 校時	6 校時
登 校	8:25～8:35	
朝学活	8:40～8:45	
朝学習	8:45～8:55	
1	9:05～9:55	9:05～9:55
2	10:05～10:55	10:05～10:55
3	11:05～11:55	11:05～11:55
昼食	12:05～12:25	12:05～12:25
昼休み	12:25～12:40	12:25～12:40
4	12:45～13:35	12:45～13:35
5	13:45～14:35	13:45～14:35
6	14:45～15:35	14:45～15:35
帰り学活	14:40～14:45	15:40～15:45
清掃	14:45～15:00	15:45～16:00
下校	15:15	16:15

生活のきまりと諸注意

学校生活では、よい学習環境を作り、生徒の健康と安全を守るために、その学校に適した生活のきまりと注意事項が決められています。

生活のきまりを守るにより、都岡中学校の生徒である自覚と誇りをもって生活しましょう。

生活のきまり

1. 登下校

- (1) きめられた通学路を通る。
- (2) 8時40分までに着席する。
- (3) 登校後は外出しない。
- (4) 登下校時の買い食いは禁止する。
- (5) 完全下校の時間は、次の通りとする。

月	完全下校
4月～8月	18:00
9月	17:45
3月	17:30
10/1～10/14・2月	17:15
10/15～10/31・1月	17:00
11月	16:45
12月	16:30

2. 服装・身なり

- (1) 本校標準服か本校ジャージを着用する。
- (2) 標準服は本校指定のブレザー、標準のスラックスまたはスカート(ベスト)、白い Y シャツまたはブラウスとする。
- (3) 標準服のブレザーには校章をつける。
- (4) 清潔な髪形を心掛ける。

3. その他

- (1) 学校生活に不必要なものは持ってこない。
- (2) 持ち物には必ず記名する。
- (3) 貴重品は担任に預ける。
- (4) 下校時間は必ず守る。
- (5) 次の場合は保護者の届出を必要とする。

欠席、遅刻、早退、授業の見学およびバス通学する場合

※遅刻した場合は必ず職員室に寄り、来たことを先生に伝えましょう。

生活上の諸注意

- ・授業を大切にしよう。
- ・時間を守ろう。
- ・目と目を合わせて話を聞こう。
- ・挨拶をきちんとしよう。
- ・礼儀正しくしよう。
- ・公共物を大切にしよう。
- ・清掃活動をしっかり行おう。
- ・交通安全に注意し、マナーを守って登下校しよう。

風水害の「警報」等発令時における安全対策について

1. 横浜市内(神奈川県全域または神奈川県東部)に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「特別警報」「降灰警報」が発令された場合、午前6時の段階で発令継続中の場合は臨時休業となります。
2. 「暴風警報」を伴わないその他の「警報」については、テレビ、ラジオ等により情報を正確に確認して保護者の方と相談して安全を最優先に考え対処するようにしてください。
3. 朝平常通り登校した後は、状況により安全確保のため早めに授業を打ち切り下校にしたり、学校に留め置き保護者に引き渡したりする場合があります。

生徒会活動

I 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、横浜市立都岡中学校生徒会と称する。

第2条 本会の会員は本校生徒全員で構成される。

第3条 本会は、会員一人ひとりの自主性と責任により、会員相互の連帯を深め、学校生活をより創造的発展的なものとするを目的とする。

第2章 役員、委員

第4条 本科には次の役員、委員を置く。

- (1) 会 長 1名(2年より1名)
- (2) 副会長 1名(2年より1名)
- (3) 役員 5名(2年より2名、1年より3名)

第5条 役員、委員の任務は別に定める規約に従う。

第6条 ① 役員の会長、副会長、役員は別に定める選挙管理規定に基づいて選出され、校長によって認証される。

② 各学年専門委員、特別委員は各学級より選出され、校長によって認証される。

第7条 ① 役員 of 会長、副会長、役員 of 任期は10月より1年間とする。

② 学級委員および、生活福祉、環境、図書委員 of 任期は、前期は4月より9月まで、後期は10月より3月までとする。

③ 特別委員は必要に応じて選出される委員会で、任務終了と同時に解散する。

第8条 役員、委員長、委員の中に不適當な者があればリコールできる。

第3章 機 関

第9条 ① 本会は第3条 of 目的を達成するために、次の機関を置く。

- (1) 生徒総会
- (2) 全校評議会
- (3) 本部役員会(会長、副会長、役員)
- (4) 専門委員会(学級、生活福祉、環境、保健、図書、放送 of 各委員会)
- (5) 特別委員会
- (6) 学級会

② 各機関 of 顧問には本校 of 職員があたる。

第10条 ① 生徒総会は、生徒会活動 of 最高議決機関であり、生徒全員をもって次 of 議案を扱うことを原則とする。

- (1) 生徒会 of 年間活動方針

(2) 生徒会本部、各委員会、各学年評議会の年間活動内容と決算及び予算

② 総会は年1回の定例会をもつ。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

③ 総会は会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の過半数の同意を必要とする。

④ 議長、副議長各1名は学級委員の中から選出される。

第11条 ① 全校評議会は生徒会活動を円滑に推進するために、所属する各機関の意見を反映させた生徒総会次ぐ議決機関であり、事由によっては総会に代えることができる。全校評議会は原則として毎月1回定例会をもつ。

② 全校評議会は、本部役員、学級委員長、各専門委員長、学級委員によって構成される。

③ 全校評議会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

④ 全校評議会は構成員以外の生徒も傍聴できるが、議決権はもたない。

第12条 学級会は各学級の生徒によって組織し、生徒会活動の基礎をなす。

第13条 各専門委員会は各学級より選出された委員によって組織され、執行機関として実践活動を担当する。

第14条 本部役員会は生徒会活動の企画運営にあたり、専門委員会との連絡、調整を行う。

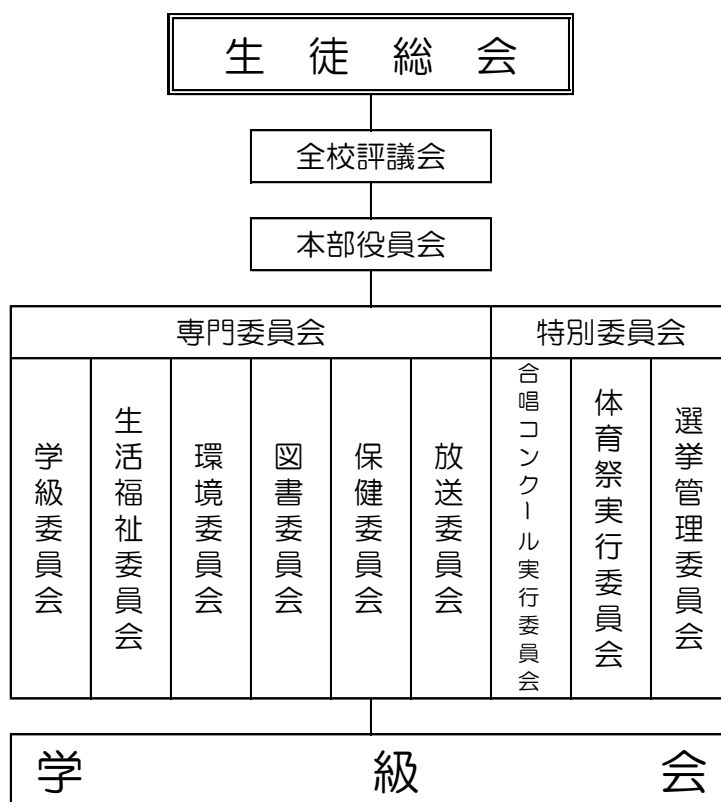
第15条 本会で議決された事項は職員会の承認を必要とする。

第4章 付 則

第16条 本会は全校評議会の決定により、会則に反しない限りにおいて細則を定めることができる。この際その細則を全会員に知らせる必要がある。

第17条 本会則の改廃及び役員、委員のリコールは、全会員に公示して2週間後、全校評議会全構成員の3分の2以上の同意を得て提案され、総会にて全会員の3分の2以上の同意を得た上、職員会の承認を必要とする。

II 生徒会組織図



学級	前後期	男女各1名	放送	通年	2名
生活福祉	前後期	男女各1名	体育祭	前期	男女各1名
環境	前後期	2名	合唱コン	通年	2名
図書	前後期	2名	選挙管理	通年	1名
保健	通年	2名			

Ⅲ 各部門の内容

ア 生徒会本部役員会

目的

学校生活の改善と向上、諸活動の企画運営、連絡調整にあたる。

活動

1. 各役員の任務
 - (1) 会長は生徒会を代表し、生徒会活動を推進する
 - (2) 副会長は会長を補佐し、事情によって会長代理をする
 - (3) 役員は会議の記録をし、議事録および資料の保管の責任をもつ
2. 活動の推進母体として各委員を総括
3. 広報活動および朝会活動

イ 学級委員会

目的

学級のリーダーとして、学級活動を盛んにする。学年の連帯を深める。

活動

1. 話し合い活動の司会進行
2. 各学年、各学級の諸問題への取組
3. 集会の計画と運営

ウ 生活福祉委員会

目的

規律ある学校生活を過ごすための各種の企画を行い、実施する。福祉関係の活動をする。

活動

1. 学校生活のきまりを守るためのはたらきかけ
2. 各種奉仕活動、福祉活動への参加

エ 環境委員会

目的

環境の整備と管理をし、学校生活を明るく過ごしやすいものにする。

活動

1. 校舎内外の環境整備とその指導
2. 安全点検、清掃用具点検
3. 環境美化活動(ゴミ分別等)
4. 花植え、水やり活動

オ 保健委員会

目的

保健衛生についての関心を高め、健康安全を守る。

活動

1. 定期健康診断、諸検査の補佐
2. 病人、けが人の救護の補佐
3. 校内における疾病予防活動
4. 保健に関する広報活動

カ 図書委員会

目的

学校図書館の運営と読書への意欲を高める。

活動

1. 図書館の整備と図書の整理
2. 貸出返却の事務
3. 図書の購入のための希望調査
4. 調査統計(読書調査、入館者数、貸出数)
5. 読書啓発活動

キ 放送委員会

目的

学校放送の運営を行う。

活動

1. 放送、アナウンス
2. 放送機器の管理と使用
3. 諸行事への協力

ク 体育祭実行委員

目 的

体育祭の運営を行う。

活 動

1. 体育祭の企画運営
2. 色別抽選会の企画運営

ケ 合唱コンクール実行委員会

目 的

合唱コンクールの運営を行う。

活 動

1. 合唱コンクールの企画運営
2. 曲順抽選会の企画運営
3. CD デッキ、キーボードの管理

コ 選挙管理委員会

目 的

生徒会本部役員選挙の運営を行う。

活 動

1. 選挙の公示
2. 立候補者の届出の受付とその公示
3. 立会演説の企画運営
4. 投票に関する事務
5. 開票に関する事務
6. 当選決定と公表

IV 選挙管理規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会会則に基づいて定める。

第2条 この規定は会長、副会長、役員選挙に適用する。

第3条 選挙はすべての会員が平等に参加する機会を有し、直接かつ秘密の投票によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第4条 ① 選挙事務を処理するため選挙管理委員会を置く(以下選管と呼ぶ)。選挙は公正中立でなければならない。

② 現本部役員は選挙管理委員にはなれない。

③ 選挙管理委員は被選挙権をもたない。

第5条 選管は選挙管理委員の中から委員長を1名選出する。

第6条 選管は次のことを行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の届出の受付とその告示
- (3) 立会演説会の企画運営
- (4) 投票に関する事務
- (5) 開票に関する事務
- (6) 当選決定と公表

第3章 立 候 補 者

第7条 生徒会の1、2年の会員は役員選挙に立候補する権利を有する。

第8条 立候補者は個人の意志および学年の推薦により立候補する。その際、保護者の承認を必要とする。

第9条 各役職の定員は以下とする。

- (1) 会 長 1名(2年より1名)
- (2) 副会長 1名(2年より1名)
- (3) 役員 5名(2年より2名、1年より3名)

第10条 立候補者は選管の定める届出用紙に必要な事項を記入の上届け出る。

第11条 立候補者は選管の定める規則に従い選挙運動(ポスター掲示、立会演説、放送演説など)の機会を与えられる。

第4章 選挙

第12条 投票は選管の指定した時間、場所で行う。

第13条 投票者は指定の投票用紙で投票する。(選管の印がないものは無効となる)

第14条 当選者は有効投票の多数を得たものをもって決定する。ただし、得票数が同数の場合はそのものについて決選投票を行い決定する。

第15条 開票の結果は掲示される。

第16条 生徒会役員に欠員が生じた場合、すみやかに補充選挙を行い、役員を選出する。この場合の規定等は選挙規約に準ずる。

第5章 付則

第17条 以上の規約に反した立候補者は選管の緊急会議の決定によって適当な処分を受ける。

第18条 第17条に関わる補充選挙において、新たに欠員が生じた場合、同時に補充選挙を行うものとする。

部活動の規定

1. 目 標

- ① スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養う。
- ② 仲間と協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係を形成する資質を養う。
- ③ 集団活動における規律ある態度を養う。
- ④ 自らの適正や興味、関心等をより深く追求し、技術や能力を伸ばす。

2. 性 格

- ① 部活動は生徒の自主活動で、生徒の強い希望と保護者の深い理解を基礎に組織される。
- ② 部活動は、その性格、目的によっては、対外活動、対外行事、野外活動等、校外で活動する場合がある。

3. 活動および運営に関する規則

① 部員の入退部に関する規則

- (1) 部員および部員の保護者は、部活動の指導を本校の職員に委託するものとする。
- (2) 部員の入部については、部員、顧問、保護者の承認が必要であり、できるだけ 3 年間継続して活動できる部活動を入部時に判断し、決定するものとする。
- (3) 顧問は指導に従わない部員について、校長、保護者の承認のもとに活動を停止させることができる。
- (4) 部員の入部する時期は、原則として 4 月とし、学校が指定する登録カードを顧問に提出する。提出がない場合は部員として認められない。
- (5) 部員の退部に関しては、顧問、担任、保護者等を中心に事前に相談をする。やめることになった場合には面談等を行うなど、きちんと退部する理由を伝える場を設定し顧問、保護者の承認を経て退部を決定するものとする。また、新たに部活動に入部する際は、改めて保護者、担任、顧問の承認を必要とするものとする。

② 部費に関する規則

- (1) 部費は部員の保護者より徴集され、運営に必要な備品、消耗品の購入にあてられるが、あらかじめ予算執行されるものとする。
- (2) 一度納入された部費は、いかなることがあっても返却はできない。
- (3) 決算にあたり、部活動顧問会の会計は、諸資料をそえて会計監査を受けなければならない。監査は保護者とし、結果は全部員の保護者に報告されねばならない。

4. 活動日および活動の時間に関する規則

- ① 原則として顧問が不在の場合は活動を行うことができない。
- ② 練習する場所と日程については、年度ごとに顧問間で協議して決める。
- ③ 練習時間は完全下校できるように終了するものとする。ただし、試合（練習試合を除く）、コンクール等が間近にひかえている場合は、学校長の承認によって活動時間を延長することができる。
- ④ 職員の会議の時は原則として活動を行わない。ただし、試合（練習試合を除く）、コンクール等が間近にひかえている場合は活動を認める場合がある。その際は、練習内容に充分配慮し、顧問の定めた練習を行う。
- ⑤ 朝練習は 7:30 より活動でき、8:35 には教室に戻れるようにする。
- ⑥ 学校が定めるテスト 3 日前より終了まで原則として部活動は行わない。ただし、試合（練習試合を除く）、コンクール等が間近にひかえている場合は、学校長の承認の上、テスト前やテスト中でも活動を認める場合がある。
- ⑦ 生徒会および学校行事が行われるときは、部員はそれらの行事を優先する。

健康管理と保健室の利用

1. 毎朝、登校する前に自分の健康状態を確かめ、熱がある場合や、体調が悪いときは無理に登校しないようにしましょう。
2. 学校で急に体調が悪くなったり、けがをしたときは、先生にカードを記入してもらい保健室に来るようにしましょう。
3. 保健室は病院とは違い、応急処置を行うところです。また、内服薬は使用しません。
4. けがをしたり、急に体調が悪くなった時の休養時間は一時間程度としています。休養しても体調がよくなる場合は、早退とし、経過によっては医療機関を受診しましょう。
5. 健康に関する悩み、疑問があるときはすすんで相談を受けに来てください。

相談室の利用

1. どんな相談でも受けます。(学習のこと、友人関係のこと、家族のこと、健康のこと、進路のことなど)
2. 秘密はかたく守ります。
思春期になると、とりわけ悩みが多くなります。
今日のような社会の現実から一層それは多いことと思います。そんなとき、みなさんはどうして
いますか？友人と話し合ったり、担任の先生と相談したり、それぞれしているとは思いますが
……。本校では相談室を設けており、カウンセラーに相談することができます。どんなことでも
遠慮しないで、この部屋をおとずれてください。
3. 利用について
相談の申し込みはカウンセラーに直接申し出るか、先生に申し出てください。
相談の時間は原則として昼休みと放課後ですが、いそぎのときはいつでも相談できます。

図書館の利用

1. 原則として昼休みに開館します。他の時間帯は学校司書の方がいるときのみ図書館の利用
が可能です。
2. 館内にある書籍は、すべて閲覧できます。
3. 貸し出しは、一度に5冊です。
4. 本を借りる時は、図書委員に申し出て、必ず所定の手続きを行ってください。
5. 貸し出し期間は、2週間です。
6. 禁帯出のラベルの貼ってある本は、借りることはできません。
7. 「カーリル」を使って蔵書検索や予約ができます。
<https://private.calil.jp/gk-2004305-ldjmt/>
8. その他
 - (1)貸し出し期間を守りましょう。
 - (2)本は大切に扱きましょう。
 - (3)館内では、静かに読書や学習をしましょう。
 - (4)飲食物は持ち込まないようにしてください。